

鎌倉市監査委員公表第4号

地方自治法第98条第2項の規定に基づき監査を実施したので、監査結果報告を公表します。

平成27年11月30日

鎌倉市監査委員 八木 隆太郎
同 納所 輝次

監査結果報告書

1 監査の種類

議会からの請求に基づく監査

2 監査対象

都市整備部

3 監査期間

平成 27 年 11 月 2 日から平成 27 年 11 月 30 日まで

4 監査を実施した委員

監査委員 八 木 隆太郎
同 納 所 輝 次

5 監査事項

鎌倉市議会からは、(1)サンコーコンサルタント株式会社が会員として構成する一般社団法人日本トンネル技術協会への委託の妥当性について及び(2)一般社団法人日本トンネル技術協会からサンコーコンサルタント株式会社に対して支払われる外注費の妥当性、不当性の有無についての2点について請求事項として監査請求されたが、(2)の請求事項については一般社団法人日本トンネル技術協会が実施した支払内容に関する監査となり、監査を行うことができない。このため、(1)の請求事項のみを監査事項とし、監査を実施した。

6 監査の実施

書類調査及び聴き取り調査

(1) 次に掲げる書類の提出を求め、調査を行った。

- ア 平成 17 年度 北鎌倉トンネル調査業務委託関係資料
- イ 平成 25 年度 北鎌倉トンネル調査業務委託関係資料
- ウ 北鎌倉トンネル改修設計等業務委託（市道 434-046 号線）関係資料
- エ 北鎌倉隧道安全性検証等業務委託関係資料
- オ その他監査に必要な書類等一式

(2) 次のとおり職員の出席を求め、聴き取り調査を行った。

平成 27 年 11 月 9 日（月）都市整備部 部長、次長、道路課担当課長 等

7 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

一般社団法人日本トンネル技術協会（以下「トンネル協会」という。）への委託は、平成 27 年 5 月 29 日に地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約により契約が行われている。そして、この随意契約の手続は適正に行われ、当該委託契約の費用についても契約の際に金額の検討を行った上で、契約を行い、この契約に基づいて業務が行われ、結果報告書等の成果についても委託内容に沿って報告されており、支払手続も適正で、当該委託事務におけ

る不備は見受けられなかった。

また、サンコーコンサルタント株式会社（以下「サンコーコンサルタント」という。）がトンネル協会の会員であることによる委託先の検証委員会の第三者性に対する疑義については、トンネル協会への委託内容である、平成 17 年度及び平成 25 年度のサンコーコンサルタントへ委託した隧道の安全性の調査方法及び結論についての検証や、隧道の整備の方策、開削工法以外の案を含んだ具体的方策の検討を行う方法として、同協会が、外部から招へいた専門家で構成される検証委員会を立ち上げ、その委員により検討が行われたものであり、サンコーコンサルタントの社員が図面の作成や資料の作成を行っているとしても、その委員の指示に基づいて、すべてが作成されており、委員が関与せずに作成できるとは考えられず、検証委員会の委員の権威の観点からも、検証委員会の第三者性が担保されているものと認められるところである。

以上のことから、当該委託事務は、手続についても、違法、不当は認められず、委託先の検証等の内容及びその方法を含む当該委託業務について特に妥当性を欠くとは認めることはできない。

次に、調査した結果を含め監査の結果についての理由等について詳述する。

8 調査の結果

監査委員による書類調査及び聴き取り調査の結果は次のとおりである。

(1) 北鎌倉隧道の崩落対策及び安全性等確認調査の経過について

北鎌倉隧道の崩落については、昭和 63 年に大船側で大規模な崩落が発生した。当時は、旧国鉄と旧建設省が土地を所有しており、道路管理者としての鎌倉市として地元へ安全対策を提案したが、一部市民の反対があり、具体的な対策事業に着手できなかった。

平成 16 年 4 月に土地所有者の国土交通省から市への隧道部分の土地の譲与があり、平成 17 年度に近接目視点検・弾性波調査・地山の試料の力学試験により隧道の状態把握をするとともに二次元解析を行い、隧道の安全性の評価を行うために「北鎌倉トンネル調査業務委託市道 434 - 046 号線」の入札を行った。

参考 入札方法 工事希望型指名競争入札 予定価格（事前公表） 3,496,500 円

落札金額 2,331,000 円 入札者数 6 者

契約の相手方 サンコーコンサルタント

契約期間 平成 18 年 1 月 25 日～平成 18 年 3 月 15 日

業務委託の結果、トンネルは、「現状においてかろうじて安全性を保っている」状態であった。しかしながら、緊急度の度合いや予算との兼ね合いにより、本格的な対策は行ってこなかった。

その後、副市長も参加して、何度か地元との懇談会を開催し、平成 22 年 10 月に、地元 11 自治・町内会から「北鎌倉駅ホーム脇道路の安全対策に関する要望書」が提出されたことなどを受けて、北鎌倉駅裏トンネルの安全対策協議会を設置した。

平成 25 年度には、平成 17 年度委託と同様の点検・調査等による状態把握とともに、三次元 FEM 解析による解析を行い、隧道の安全性に関する検討を行うために「北鎌倉トンネル改修設計等業務委託 市道 434-046 号線」の入札を行った。

参考 入札方法 一般競争入札 予定価格（事前公表） 41,288,400 円
落札金額 28,901,880 円 入札者数 4 者

※ 落札となるべき同価格の入札者が 2 者あったため、各者の競争入札参加資格を確認後、電子くじを行い、落札者を決定した。

契約の相手方 サンコーコンサルタント

契約期間 平成 26 年 1 月 10 日～平成 27 年 3 月 27 日

業務委託の結果は、「平成 17 年度調査より劣化が進んでおり、安全率上殆ど余裕がない危険な状態」であった。

平成 26 年 12 月の市議会において「北鎌倉駅裏トンネル安全対策の早期実現を求める陳情」や「緑の洞門（北鎌倉駅沿いの岩塊・トンネル）の保存を求める陳情」などが提出され、平成 27 年 2 月の市議会定例会予算等審査特別委員会において、市長が当該委託の結果について第三者機関に検証をしてもらうとともに、隧道の保存の可能性を含め安全と景観の両立を見据えた上での隧道整備の方策の可能性を追求したい旨の考えを述べている。この意を受けて、平成 27 年 3 月には公益財団法人神奈川県都市整備技術センター（以下「技術センター」という。）に隧道の安全性に対する点検調査及び安全策工法に対する助言を依頼したものであるが、技術的な困難性が課題となり点検調査のみにとどまった。

なお、この技術センターは、建設技術に関する調査・研究・研修等の事業を行うとともに、神奈川県内の都市基盤整備事業の円滑かつ効率的な推進と向上を図り、快適で魅力ある都市環境を創造し、もって県民生活の福祉向上に寄与することを目的に、平成 5 年に神奈川県により設立されたものであり、今回の鎌倉市からの依頼に対しての費用負担は求められていない。

この点検調査の結果は、「利用者に対して影響が及ぶ可能性が高い」、「緊急に対策を講じる必要がある状態」であった。これを受け、平成 27 年 4 月 28 日から隧道の通行を禁止する措置をとっている。

技術センターでは対応できなかった安全対策工法等の検証については、当該技術センターから受託可能な団体としてトンネル協会を紹介され、「北鎌倉隧道安全性検証等業務委託」を契約検査課への随意契約にかかる協議依頼の決裁を経て、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を行った。

参考 契約方法 単独随意契約 契約金額 4,860,000 円

契約の相手方 トンネル協会

契約期間 平成 27 年 5 月 29 日～平成 27 年 8 月 31 日

(2) トンネル協会への委託について

上記経過においても記載したが、平成 25 年度に行ったサンコーコンサルタントとの委託契約による北鎌倉隧道の安全性等についての結果を検証するため、平成 27 年 5 月にトンネル協会に検証のための委託を行っており、その委託内容は次のとおりである。なお、その成果は、市が適切な隧道整備の方法を選択するための資料とするとともに、本業務により得られた結論は公表することとしている。

ア 隧道の安全性に関する検討結果の検証

(ア) 既往調査による隧道の崩壊等の危険性の検討に関し、調査方法・内容及び分析結果・考察の妥当性について検証を行う。

(イ) 検証結果を元に本隧道の崩落等の可能性について客観的な見解をまとめる。

イ 隧道整備の方策の検討結果の検証

(ア) 既往調査による隧道整備の方策（工法）の検討に関し、検討条件、検討結果・考察の妥当性について検証を行う。

(イ) 検証結果に基づき、道路の通行機能を確保した上で、実現性のあるその他の隧道整備の方策（開削工法以外を含む）があれば具体的な提案を行う。

(3) トンネル協会について

トンネル協会は、トンネルの建設及び維持管理に関する調査研究を行い、地下利用技術の進歩向上を図ることによって、国土の保全と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした公益法人として昭和 50 年に設立された。法律に基づき平成 25 年「一般社団法人」への移行が認可されて、活動範囲に「地下空間」を新たに追加明示し活動を開始している。

設立以来、官民各方面の協力により幾多の成果を得るとともに、各種事業を活発に行っている。また、経済協力開発機構の勧告により設立された国際トンネル協会の日本代表機関として各種事業に参加協力し、各国との間の技術情報交換を活発に行い、国際技術交流に寄与している。

日本のトンネル技術の資質向上・技術の伝承等、また、国際トンネル協会加盟国の代表機関として関係諸国との技術交流に努め「トンネルと地下空間」の建設と維持管理技術の発展に貢献しようとする団体である。

トンネル協会の事業は、各種委員会活動を基に実施しており、今回の鎌倉市からの検証等に係る受託事業は、そのうちの調査特別委員会（受託研究委員会）が行っている。

当該調査特別委員会の実績は多岐にわたっており、近隣での事業実績も、阿部倉トンネル施工検討、桜木東戸塚線トンネル工法検討等数多くある。

会員数も平成 25 年には大林組、鹿島建設、大成建設、清水建設など 1,400 社余りを数え、国内の建設会社、建設コンサルの大多数が加入している。

(4) 検証する調査を実施したサンコーコンサルタントとトンネル協会との関係と第三者性について

トンネル協会は、全国のトンネルに係る技術等を有する多くの法人等が構成員になっているが、サンコーコンサルタントもその団体会員になっており、トンネル協会の定款によれば、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員の資格を有している。

検証業務の委託を受けたトンネル協会が行っている検証方法については、専門技術を有する外部の専門家 4 人を招へいして検証委員会を立ち上げ、その中で検証等を行っているものであり、すべてを決定する権限を 4 人が有するもので、当該調査結果の検証等を始め、その報告書の作成においては検証委員会が行うことになっている。

9 監査委員の判断

議会から請求のあった監査事項について、上記結論に至った理由を以下に詳述する。

まず、市が行ったトンネル協会に対する委託事務については、前述の調査結果の経緯においても述べているが、委託先の選定については、当初、技術センターに依頼を打診したが、技術的な面で断られており、その際に、全国的な組織で、技術的にも信頼できる唯一の検証機関としてトンネル協会を紹介されたものであり、この経過から、当該検証業務の委託を単独随意契約により行っている。また、委託の内容に基づいた結果報告においても、北鎌倉随道の安全性

に対する検討結果及び当該隧道整備の方策の検討結果の検証と、この検証結果を基にした本隧道の崩落等の可能性についての客観的な見解及び実現性のある新たな隧道整備の方策が提示された内容が報告されている。更に、その成果を踏まえて支払手続が行われており、これらの一連の委託先の選定及び契約の手続から支払までの事務手続きについては、特に不備な点は認められず、妥当なものと判断した。

次に、議会からの監査請求書には、「同協会の会員企業であるサンコーコンサルタント株式会社が作業班の業務として「図面作成」や「当時の算出した数値についての説明」、「検証委員会の委員からの質疑に回答した」等を行ったことについて、第三者性の担保がとれていないのではないかとといった疑義」及び「平成25年度の調査で市から調査委託料を受けていたにもかかわらず、今回の同協会の検証作業においても、外注費として、会員企業であるサンコーコンサルタント株式会社に対して」、「今回、図面を作成したこと等に改めて作業費用が支払われることへの妥当性と委託金額についての疑義」が述べられている。

前段の疑義については、当該協会における検証方法については、調査の結果でも述べたが、専門技術を有する外部の専門家4人を招へいして検証委員会を立ち上げ、その中で検証等を行っているものであり、すべてを決定する権限を検証委員会の4人が有しており、当該調査結果の検証等を始め、その報告書の作成においては検証委員会が行うものとなっている。本来、サンコーコンサルタントが行った調査を検証する場合は、調査を実施した会社から事情や説明を聴き、算出した数値の基礎データ等の詳細の説明を求め、検証委員会の委員からの質問に答えるのは当然のことといえるものである。また、図面作成等については、検証委員会の要求に応じた図面の作成等を補助的に実施したものであり、万が一にもそこにサンコーコンサルタントの意向が反映されるようなことがあれば、検証委員会、ひいてはそれを構成する各専門家委員の権威が損なわれるものと考えるところであり、検証委員会はその第三者性を担保しているものと判断するところである。

次に、後段の疑義については、トンネル協会の受託業務において検証委員会が第三者性を担保しているものとの判断に鑑みれば、前述の関連性において図面作成等を検証委員会の指示のもとに新たに作成し、資料等を整える等の作業を行ったものであり、その対価について支払が行われているか、いくら支払われているかについては、委託先の監査は行うことができないため確認はできていないものの、例え、サンコーコンサルタントにトンネル協会から補助的作業の対価として支払があったとしても当然のことであると考えられるものであり、妥当なものと判断したところである。また、委託費用の金額の適正性については、契約の基礎となる見積書によると、外注費なる項目は存在せず、現場の調査費用などの重複はなく、委員への謝礼や会議の資料や図面の作成等の費用が見積もられている。なお道路課においては金額の適正性について、神奈川県が示している公共工事設計労務単価表を参考に単価等の妥当性について検討を行っている。この費用のもとに業務が実施され、結果報告が行われたものであり、当該委託料の支払において不当と認められるものはなかった。

以上の結果、監査事項(1)のサンコーコンサルタントが会員として構成するトンネル協会への委託について、妥当性を欠くとは認めることができないものと判断する。